

北九州市地域防災計画 令和7年度修正案 主な修正点について

■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

■主な修正項目

1 国の防災基本計画の修正及び国の施策等に基づく修正

（1）南海トラフ地震に関する修正

令和7年3月31日に、新たな被害想定が公表され、津波高や浸水想定などの内容変更を受けて新たに記載する。

【第2章第5節】

（2）林野火災対策に関する修正

林野火災は、気象条件による延焼や飛び火による新たな火災の発生、状況把握の困難性等、特殊な状況が生じるおそれがあるため、無人航空機等を活用した状況把握に努めることについて記載する。

【第3章第12節】

2 福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書に関する修正

福岡県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震に関する防災アセスメント調査を実施してきた。

今回は、前回調査（H23）からの社会状況の変化や、地震に関する調査研究の蓄積などを踏まえ、福岡県において、地震に関する最大の被害を想定した調査が実施された。今回調査で見直された被害想定のうち、本市に関する情報を記載する。

【第2章第5節】

3 本市の取組み等を踏まえた修正

（1）上下水道耐震化計画策定・新技術を用いた点検に関する修正

上下水道システムにおける急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道路等をあらかじめ選定し、耐震化を図ること、下水道施設の整備に関して、下水道管の劣化状況調査等において、無人航空機などの新技術を活用し、点検調査の効率化を図る旨の内容を記載する。

【第2章第6節】

（2）保健・医療・福祉活動の体制強化に関する修正

大規模災害時に、関係機関・支援チーム等を含めた保健・医療・福祉活動の総合調整や連携体制の構築を目的として、「北九州市保健医療福祉調整本部」を設置する旨を記載する。

【第3章第27節】